

求人申込書類の事前相談(書類の内容確認)について

○目的等

新規高卒求人(令和7年3月卒業予定)について、6月3日(月)以降に提出する書類の事前確認を行い、事前相談番号を記載した「事前相談受付票」を交付します。

6月3日以降の求人申込時に、「事前相談受付票」と必要書類を提出していただくことにより、求人申込時の確認時間、処理時間を削減でき、また来所せずに求人申込を行うことができます。(飯田橋所のみ取り扱いになります)

○受付期間

令和6年5月20日(月)～令和6年5月30日(木)

○事前相談方法、求人申込について

1 来所の申込の場合

受付期間内に飯田橋公共職業安定所事業所第三部門(学卒担当)に求人申込必要書類を提出してください。

書類の内容確認後、「事前相談受付票」を交付しますので、来所での求人申込開始となる6月3日以降に「事前相談受付票」を提出してください。(郵送でも可)

2 求人者マイページから申込の場合

受付期間内に求人者マイページから求人申込(仮登録)をしてください。

求人申込以外の必要書類がある場合は、郵送またはFAXで提出してください。書類の内容確認後、「事前相談受付票」を交付しますので、来所での求人申込開始となる6月3日以降に「事前相談受付票」を提出してください。(郵送等可)

※求人申込必要書類のうち、令和5年3月中学・高校就職者の就業報告(該当事業所のみ)については、事前相談時ではなく、6月3日以降に提出ください。

(問い合わせ先)

飯田橋公共職業安定所

事業所第三部門(学卒担当)

住 所:〒112-8577

文京区後楽1-9-20

TEL:03(3812)8609(36#)

FAX:03(3812)5095